

平成21年度 職場における喫煙対策実施状況調査 概要版

県と栃木県労働局とが共同で、県内の常時50人以上の事業所を対象に喫煙対策実施状況を調査した。その概要は以下のとおり。

【対象と方法】

- 対象** 平成18年事業所・企業統計調査を基に、県内の常時労働者50人以上の事業所を対象とした。なお、別途調査で把握できた学校及び医療機関は対象外とした。
- 調査方法** 喫煙対策実施状況の自記式調査、各事業所の衛生管理者が回答
調査票は郵送し、回答はFAXにて回答
- 調査時期** 平成22年1月～2月

【調査結果】

回収率 61.6% (= 1,266事業所 / 2,056事業所)

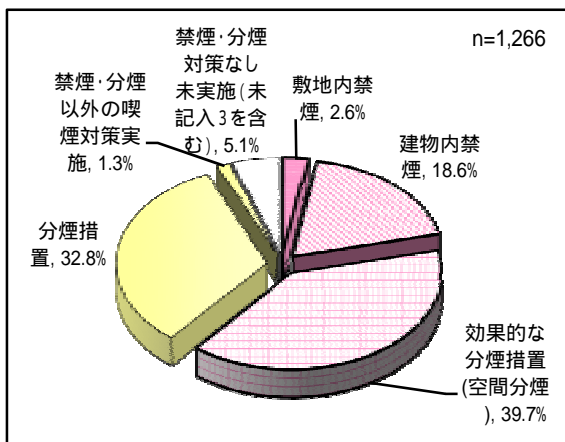
結果

喫煙対策については、全体の94.9%の職場で取り組まれていた。

禁煙・分煙措置を講じている事業所は全体の93.6%であり、禁煙または空間分煙のような効果的な受動喫煙防止対策を実施しているのは全体の60.9%だった。(図1)

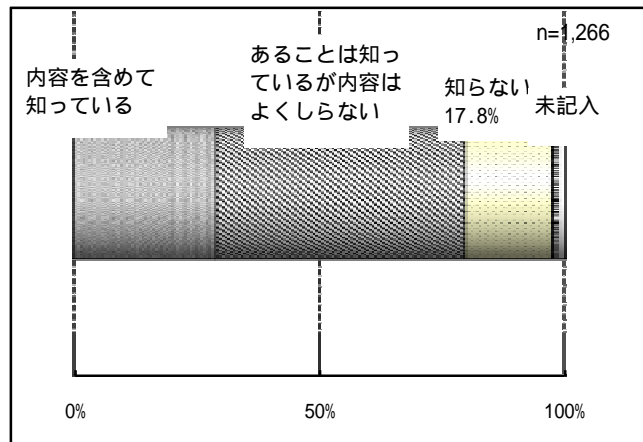
事業所の衛生管理担当で、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を知っているものは79.4%だったが、内容まで知っているものは、全体の29.0%にとどまった。(図2)

図1 / 効果的な受動喫煙防止対策の実施状況



禁煙・分煙実施状況 60.9%

図2 / 職場における喫煙対策のためのガイドライン周知度



* 効果の高い分煙の知識の普及 29.0%

空間分煙とは、喫煙場所と非喫煙場所がフロアや仕切りで区分され、たばこの煙を屋外に排出する十分な能力の換気扇等廃棄装置があり、非喫煙場所へたばこの煙が流れ出ない状態をいいます。

【今後の喫煙対策と課題】

調査結果より、効果的な受動喫煙防止対策を講じている事業所は全体の6割以上あるが、禁煙(敷地内及び建物内)を実施しているのは全体の約2割にとどまること、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の内容については、認知度がまだ低いことが明らかとなった。

「とちぎ健康21プラン」では、「職場での分煙実施」及び「効果的な分煙の知識の普及」の目標値をともに100%としており、また、平成22年2月25日付け健発0225第2号「受動喫煙防止対策について」厚労省健康局長通知で、栃木労働局との連携が明記されていることから、今後とも同局と連携を図りながら、効果的な受動喫煙防止対策を推進していく必要がある。